

監査委員告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 28 年 3 月 31 日

上田市監査委員	小 池	俊 一
同	井 沢	信 章

平成27年度「行政監査」結果に対するもの

外部団体の会計事務は、基本的には各団体において自らが現・預金等を取り扱い、市は補助的な役割に徹するべきものと考えられます。しかしながら、職務の関係上、市の歳入歳出である公金に属さない外部団体に属する現・預金等を職員が取り扱う事例が多くなっています。

この外部団体に属する現・預金等の取り扱いについては地方自治法及び市財務規則の適用がなく、監査委員が定期的に行う財務事務監査や会計管理者の審査を受けない現状にあります。

市職員が会計事務を行う場合には、その必要性を充分検証するとともに、事務の遂行にあたっては公金と同様の透明性を確保した適正な執行が求められています。

本監査の結果に基づき次の措置が講じられ監査委員へ通知されましたのでその内容を公表します。

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
総務部	総務課	<p>【職員が行う会計事務を指導する統括部署の明確化について】 適正な事務処理体制の確保を目的として外部団体の現・預金等の事務を指導する統括部署を明確化し、対象団体を把握の上、内部統制面から統率を図る必要があると考えます。</p>	<p>外部団体に属する現・預金等の管理事務は、会計管理者組織会計課が中心となって指導を行います。 総務部総務課では、「上田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」に基づく職務専念義務の免除承認を毎年度行うことから、対象団体とこれに従事する所属及び職員を把握し、会計管理者組織会計課へ情報提供等をしてまいります。</p>
総務部 会計 管理者 組織	総務課 行政改革推進室 会計課	<p>【職員が事務を取り扱う場合の統一的な基準等の策定について】 事務処理における統一的な基準等は、実際の事務の流れを明確にし、会計の適切な運用を図る上で必要不可欠なものであることから、早期の策定が必要と考えます。</p>	<p>会計管理者組織会計課において、外部団体の会計事務の適正化及び事故防止を図るため、必要な事項を定めた「上田市任意団体会計事務取扱基準」を平成27年度内に策定し、庁内の全職員に周知を図った後、平成28年4月1日より運用を開始してまいります。</p>
総務部 会計 管理者 組織	総務課 行政改革推進室 会計課	<p>【出納検査の実施について】 基準等に基づく適正な会計の事務処理体制を維持するため、他部署による定期的な出納検査を実施する必要があると考えます。</p>	<p>「上田市任意団体会計事務取扱基準」においては、監査及び検査体制を確立するとともに、外部団体の会計事務に関する実地検査を会計管理者が行うことができると定めているため、平成28年度より計画的に会計管理者組織会計課で実施してまいります。</p>